

徳島県企業局訓令第4号

局 中 一 般

徳島県企業局に勤務する職員の給料表別等級別職務区分表等を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

改正する訓令 徳島県企業局に勤務する職員の給料表別等級別職務区分表等を定める規程の一部を

改正する訓令 徳島県企業局に勤務する職員の給料表別等級別職務区分表等を定める規程（昭和六十年徳島県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「政策調査幹」を削る。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。